調布市仙川町二丁目二番三一から同市入間町二丁目一八番七五まで　最大　七四・〇〇　最小　七四・〇〇

狛江市東野川三丁目二八三番一地先から同市東野川三丁目二一番一二まで　最大　四〇・〇〇　最小　四〇・〇〇

調布市入間町二丁目二一番七五地先から同市入間町二丁目五四番まで　最大　四〇・〇〇　最小　四〇・〇〇

狛江市東野川四丁目一五〇二番地先から同市東野川四丁目五三番二地先まで　最大　四〇・〇〇　最小　四〇・〇〇

東京都世田谷区成城四丁目二五〇〇番から同区喜多見六丁目二五四八番一まで　最大　九三・〇〇　最小　九三・〇〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	立体的区域の区間	敷地の幅員	延長
調布市緑ヶ丘一丁目四三番一から同市緑ヶ丘一丁目三八番一五まで	前	最大一五一・〇〇メートル　最小〇〇・〇〇	〇・一三四キロメートル		メートル	キロメートル
	後	最大一五九・〇〇　最小一〇〇・〇〇	〇・二三四	調布市緑ヶ丘一丁目四三番一から同市緑ヶ丘一丁目三八番一五まで	最大三一一・〇〇　最小〇・〇〇	〇・二三四
三鷹市新川一丁目六三番五一地先から同市新川一丁目六一番四地先まで	前	最大三一一・〇〇　最小〇・〇〇	〇・〇五八	三鷹市新川一丁目六三番五一地先から同市新川一丁目六一番四地先まで	最大二七・〇〇　最小〇・〇〇	〇・〇五八
	後	最大五九・〇〇　最小〇・〇〇	〇・〇五八			

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道二百九十八号	市川市北国分二丁目二五五〇番二から同市北国分三丁目三三六六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市田尻一丁目四二四番七地先から同市田尻五丁目七七五番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十五年九月十七日

○四国地方整備局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年九月十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

第1　起業者の名称　香川県

第2　事業の種類　県道丸亀詫間豊浜線改築工事（多度津西工区）（香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前地内から同町大字西白方字瓦谷地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前、大字西白方字新畠、大字東白方字新畠、大字西白方字川向、大字東白方字川向及び大字西白方字瓦谷地内

2　使用の部分　香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前、大字西白方字新畠、大字東白方字新畠、大字西白方字川向、大字東白方字川向及び大字西白方字瓦谷地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前地内から同町大字見立字宮ノ前地内までの延長2,840mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道丸亀詫間豊浜線改築工事（多度津西工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道丸亀詫間豊浜線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき香川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき香川県が道路管理者となることなどから、起業者である香川県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、香川県丸亀市土器町地内の一般国道11号との接続点を起点とし、香川県西部の臨海部を経由して同県観音寺市豊浜町地内で再び一般国道11号に接続する総延長約49kmの主要地方道である。

本路線は、香川県中讃地域と西讃地域の臨海部の市街地を連絡する生活基盤道路である。

また、本路線に近接して立地する工業団地には、周辺自治体が多数の企業を誘致しており、本路線を利用する自動車通勤者が多い。

加えて、本路線沿線の詫間港は、県内でコンテナターミナルを有する2港のうちの1つとして香川県西部における港湾物流の拠点となっており、本路線は、香川県西部と中部を結ぶ物流上重要な路線である。

しかしながら、本路線のうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道区間」という。）は、車道幅員の狭小な2車線道路であるなど、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。また、現道区間は、小学校の通学に利用されているが、自転車歩行者道が一部にしか設置されておらず、その幅員も1.3m～1.7mと狭小であるため、車両と歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の交通がふくそうし、歩行者等の安全な通行に支障をきたしている。

平成22年度道路交通センサスによると、現道区間の自動車交通量は、多度津町大字西白方地内において、13,232台／日で、その混雑度は1.26となっている。